

議案第 18 号

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 2 月 28 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 360 号）の施行による地方消費税率引上げの実施時期の変更に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市税条例の一部改正)

第1条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第5条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(羽曳野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成28年羽曳野市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(羽曳野市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、羽曳野市税条例第8条の改正規定を削り、同条例第10条の改正規定中「(」、第53条、第70条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「を削り、同条例第2号及び第3号の改正規定中「、「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改め」を削り、同条例第21条及び第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第83条から第90条までの改正規定並びに同条例附則第8条の5の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第9条の改正規定を次のように改める。

附則第9条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第83条第2号アの項中「第83条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第83条第2号アの項中「第83条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第83条第2号アの項中「第83条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31

日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第83条第2号アの項中「第83条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 羽曳野市税条例の一部を次のように改正する。

第8条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第10条中「）、第53条、第70条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める。

第21条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第81条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第81条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第81条の次に次の7条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他

運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第

33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第89条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第83条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」を

「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

」に改め、同号イ中

「農耕作業用のもの 年額 2,400 円

その他のもの 年額 5,600 円 」を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400 円

(イ) その他のもの 年額 5,600円 」に改める。

第84条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第86条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第81条第2項」を「第81条の2第1項」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第81条第2項」を「第81条の2第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「については、軽自動車税」を「のうち、市長において必要があると認めるものについては、種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条第2項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「を返納し証明書を呈示しなければ」を「及び証明書を返納しなければ」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に、「を返納し証明書を呈示

しなければ」を「及び証明書を返納しなければ」に改める。

附則第 8 条の 5 の次に次の 5 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 8 条の 6 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 8 条の 7 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 8 条の 8 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 8 条の 9 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 8 条の 10 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

附則第 9 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」

の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第9条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第35条」を「、第35条」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中市羽曳野市税条例附則第9条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中市羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成27年羽曳野市条例第19号)附則第5条第7項の表第10条第3号の項の改正規定(「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の羽曳野市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第21条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例附則第9条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市税条例 新旧対照表(第1条による改正)

新	旧
<p>附 則</p> <p>第1条～第5条の3 省略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 省略 以下省略</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第5条の3 省略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 省略 以下省略</p>

羽曳野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第2条による改正)

新	旧
<p>(羽曳野市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第80条」を「第80条の2」に改める。</p> <p>第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p>第10条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。</p> <p>(5) 第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>第35条第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次</p>	<p>(羽曳野市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 羽曳野市税条例(昭和57年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第80条」を「第80条の2」に改める。</p> <p>第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p>第8条中「<u>軽自動車税</u>」を「<u>種別割</u>」に改める。</p> <p>第10条中「<u>」、第53条、第70条</u>」の次に「<u>、第81条の6第1項</u>」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、「<u>第96条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第96条第1項</u>」に改め、同条第3号中「第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「<u>第96条第1項</u>」を「<u>第81条の6第1項の申告書、第96条第1項</u>」に改め、同条に次の2号を加える。</p> <p>(5) 第44条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第44条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>第21条中「<u>100分の12.1</u>」を「<u>100分の8.4</u>」に改める。</p> <p>第35条第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次</p>

に「及び第 4 項」を加え、同条第 3 項中「から第 1 項」を「から同項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(施行令第 48 条の 9 の 9 第 4 項各号に掲げる市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第 32 条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第 44 条第 3 項及び第 4 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規

に「及び第 4 項」を加え、同条第 3 項中「から第 1 項」を「から同項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるもの)に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(施行令第 48 条の 9 の 9 第 4 項各号に掲げる市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第 32 条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第 44 条第 3 項及び第 4 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規

定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第 45 条第 2 項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第 3 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと。」の次に「次項第 2 号において同じ。」を加え、同条に次の 1 項を

定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第 45 条第 2 項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第 3 項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと。」の次に「次項第 2 号において同じ。」を加え、同条に次の 1 項を

加える。

4 第 2 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第 48 条の 15 の 5 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第 2 章第 2 節中第 80 条の次に次の 1 条を加える。

(固定資産評価審査委員会の委員の定数)

第 80 条の 2 羽曳野市固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3 人とする。

加える。

4 第 2 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第 48 条の 15 の 5 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第 2 章第 2 節中第 80 条の次に次の 1 条を加える。

(固定資産評価審査委員会の委員の定数)

第 80 条の 2 羽曳野市固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3 人とする。

第 81 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 81 条第 3 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 81 条の次に次の 7 条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第 81 条の 2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得

した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 1

(2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2

(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、

100,000 円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 89 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等(3 輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 83 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号ア中「2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年

額 3,600 円

3 輪のもの 年額 3,900 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年税 5,000 円」を

「(ア) 2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円

(イ) 3 輪のもの 年額 3,900 円

(ウ) 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円」に

改め、同号イ中

「農耕作業用のもの 年額 2,400 円

その他のもの 年額 5,600 円」を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400 円

(イ) その他のもの 年額 5,600 円 」に改める。

第 84 条(見出しを含む。)及び第 85 条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 86 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「二輪」を「2 輪」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「二輪」を「2 輪」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 81 条第 2 項」を「第 81 条の 2 第 1 項」に改める。

第 87 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 81 条第 2 項」を「第 81 条の 2 第 1 項」に改める。

第 88 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「については、軽自動車税」を「のうち、市長において必要があると認めるものについては、種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 89 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 90 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条 6 項中「を返納し証明書を呈示しなければ」を「及び証明書を返納しなければ」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「を返納し証明書を呈示しなければ」を「及び証明書を返納しなければ」に改める。

附則第 4 条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

附則第 4 条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第7条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第12項を同条第19項とし、同条第11項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

附則第7条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第7条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第7条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び施行令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第7条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第12項を同条第19項とし、同条第11項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

附則第7条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第7条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第7条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び施行令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第8条の5の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 8 条の 6 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 8 条の 7 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 8 条の 8 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 8 条の 9 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 8 条の 10 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第 1 号</u>	<u>100 分の 1</u>	<u>100 分の 0.5</u>
<u>第 2 号</u>	<u>100 分の 2</u>	<u>100 分の 1</u>
<u>第 3 号</u>	<u>100 分の 3</u>	<u>100 分の 2</u>

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

附則第 9 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定す

附則第 9 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 83 条第 2 号アの項中「第 83 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げ

る」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 83 条第 2 号アの項中「第 83 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 83 条第 2 号アの項中「第 83 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 83 条第 2 号アの項中「第 83 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

る」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3,900 円	4,600 円
第 2 号ア (ウ)a	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
第 2 号ア (ウ)b	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第 9 条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度」を「には、平成 29 年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア (ウ)a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア (ウ)b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第 9 条第 3 項中「規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のもの」に、「軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「ガソリン軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度」を「には、平成 29 年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア (ウ)a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア (ウ)b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第 9 条第 4 項中「規定する 3 輪以上の

軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの」に、「軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度」を「には、平成 29 年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号ア (ウ)a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
第 2 号ア (ウ)b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条、第 17 条及び第 18 条中「第 20 項」を「第 19 項」に改める。

附則第 16 条、第 17 条及び第 18 条中「第 20 項」を「第 19 項」に改める。

第 1 条の 2 羽曳野市税条例の一部を次のように改正する。

第 8 条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 10 条中「）、第 53 条、第 70 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び 3 号中「第 96 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 96 条第 1 項」に改める。

第 21 条中「100 分の 12.1」を「100 分の 8.4」に改める。

第 81 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 81 条第 3 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 81 条の次に次の 7 条を加える。

(軽自動車税のみならず課税)

第 81 条の 2 軽自動車等の売買契約において
売主が当該軽自動車等の所有権を留保して
いる場合には、軽自動車税の賦課徴収につ
いては、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪
以上の軽自動車の取得者(以下この節におい
て「3 輪以上の軽自動車の取得者」とい
う。)又は軽自動車等の所有者とみなして、
軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る
軽自動車等について、買主の変更があつた
ときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の
軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者
とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等
(以下この項において「販売業者等」とい
う。)が、その製造により取得した 3 輪以上
の軽自動車又はその販売のためその他運行
(道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運
行をいう。次項において同じ。)以外の目的
に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車
について、当該販売業者等が、法第 444 条
第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた
場合(当該車両番号の指定前に第 1 項の規定
の適用を受ける売買契約の締結が行われた
場合を除く。)には、当該販売業者等を 3 輪
以上の軽自動車の取得者とみなして、環境
性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得
した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の
施行地内に持ち込んで運行の用に供した場
合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の
用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得
者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪
以上の軽自動車の取得のために通常要する
価額として施行規則第 15 条の 10 に定める
ところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽
自動車に対して課する環境性能割の税率
は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 1

(2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2

(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 89 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等(3 輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項について

は、規則で定める。

第 83 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号ア中「2 輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600 円

3 輪のもの 年額 3,900 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円」を

「(ア) 2 輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円

(イ) 3 輪のもの 年額 3,900 円

(ウ) 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円」に

改め、同号イ中

「農耕作業用のもの 年額 2,400 円

その他のもの 年額 5,600 円」を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400 円

(イ) その他のもの 年額 5,600 円」

に改める。

第 84 条(見出しを含む。)及び第 85 条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 86 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「二輪」を「2 輪」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「二輪」を「2 輪」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 81 条第 2 項」を「第 81 条の 2 第 1 項」に改める。

第 87 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 81 条第 2 項」を「第 81 条の 2 第 1 項」に改める。

第 88 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「については、軽自動車税」を「のうち、市長において必要があると認めるものについては、種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 89 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 90 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 6 項中「を返納し証明書を呈示しなければ」を「及び証明書を返納しなければ」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「を返納し証明書を呈示しなければ」を「及び証明書を返納しなければ」に改める。

附則第 8 条の 5 の次に次の 5 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 8 条の 6 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 8 条の 7 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 8 条の 8 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 8 条の 9 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 8 条の 10 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

附則第 9 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3,900 円	4,600 円
第 2 号ア (ウ)a	6,900 円 10,800 円	8,200 円 12,900 円
第 2 号ア (ウ)b	3,800 円 5,000 円	4,500 円 6,000 円

附則第 9 条第 2 項から第 4 項までを削る。

第 2 条・第 3 条 省略

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第 2 条・第 3 条 省略

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中羽曳野市税条例第 10 条、第 35 条、第 44 条及び第 45 条の改正規定並びに第 3 条中羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 19 号)附則第 5 条第 7 項の改正規定(「、新条例」を「、羽曳野市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第 10 条第 3 号の項中「第 44 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第 1 項及び第 3 項の規定
平成 29 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中羽曳野市税条例附則第 9 条の改正規定及び附則第 3 条の 2 の規定 平成 29 年 4 月 1 日

(3) 省略

(4) 第 1 条の 2 及び第 2 条の規定並びに第 3 条中羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 19 号)附則第 5 条第 7 項の表第 10 条第 3 号の項の改正規定(「第 96 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 96 条第 1 項」に改める部分に限る。)並びに附則第 2 条の 2 及び第 4 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

(1) 第 1 条中羽曳野市税条例第 10 条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第 35 条、第 44 条及び第 45 条の改正規定並びに第 3 条中羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 19 号)附則第 5 条第 7 項の改正規定(「、新条例」を「、羽曳野市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第 10 条第 3 号の項中「第 44 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第 1 項及び第 4 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中羽曳野市税条例第 8 条の改正規定、同条例第 10 条の改正規定(「、第 53 条、第 70 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加える部分、同条第 2 号中「第 96 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 96 条第 1 項」に改める部分及び同条第 3 号中「第 96 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 96 条第 1 項」に改める部分に限る。)、同条例第 21 条及び第 81 条の改正規定、同条の次に 7 条を加える改正規定、同条例第 83 条から第 90 条までの改正規定並びに同条例附則第 8 条の 5 の次に 5 条を加える改正規定及び同条例附則第 9 条の改正規定並びに第 2 条の規定並びに第 3 条中羽曳野市税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 19 号)附則第 5 条第 7 項の表第 10 条第 3 号の項の改正規定(「第 96 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 96 条第 1 項」に改める部分に限る。)並びに次条第 3 項及び附則第 4 条の規定 平成 29 年 4 月 1 日

(3) 省略

(市民税に関する経過措置)

第2条 1・2 省略

3 省略

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の羽曳野市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第21条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 省略

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例附則第9条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以下省略

第2条 1・2 省略

3 新条例第21条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 省略

第3条 省略

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以下省略